

知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修促進計画により旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する知立市民間木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第1号及び第2号の規定については国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）で現に居住の用に供しているものをいう。
- (2) 木造住宅 木造の住宅（階数が2以下で在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。）をいう。
- (3) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。（第5号アに規定する無料耐震診断を受けたもの又は固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの若しくは建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもの）
- (4) 愛知県木造住宅耐震診断員（以下「診断員」という。） 愛知県が主催する愛知県木造住宅耐震診断員養成講習会を受講、修了し、愛知県に登録した者をいう。
- (5) 木造住宅耐震診断 木造住宅を耐震診断するもののうち次のいずれかをいう。
 - ア 知立市が実施した無料耐震診断
 - イ 平成18年度以降に（一財）愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震診断

ウ 平成１７年度以前に（一財）愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震診断

(6) 判定値 （一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点をいう。

(7) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表第１に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。

(8) 安全な構造 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による地震に対して安全な構造をいう。

（補助対象者）

第３条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に存する旧基準木造住宅の所有者（現にその住宅に居住する者で、所有者の同意を得られるものを含む。）

(2) 市税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（補助の対象）

第４条 補助対象は、次の各号のいずれかの改修工事とする。

(1) 一般型耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として安全な構造でないものを安全な構造にする改修工事で、次のいずれかに該当するもの

ア 第２条第５号ア又はイにおいて判定値が１．０未満と診断された旧基準木造住宅について、同条第６号における判定値を１．０以上とするもの（ただし、１．０未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に０．３加算した数値以上とするものに限る。）

イ 第２条第５号ウにおいて得点が８０点未満と診断された旧基準木造住宅について、同条第６号における判定値を１．０以上とするもの

(2) 段階的耐震改修工事 耐震改修を次に掲げる１段目耐震改修及び２段目耐震改修の２段階に分けて行う改修工事

ア 1 段目耐震改修工事 第 2 条第 5 号ア又はイにおいて判定値が 0.4 以下と診断された旧基準木造住宅について、同条第 6 号における判定値を 0.7 以上かつ 1.0 未満とするもの、又は第 2 条第 5 号ウにおいて得点が 40 点以下と診断された旧基準木造住宅について、同条第 6 号における判定値を 0.7 以上かつ 1.0 未満とする耐震改修

イ 2 段目耐震改修工事 アの耐震改修を実施し、又は平成 25 年 3 月 31 日までに改正前の知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱に規定する簡易型耐震改修工事を実施し、補助金の交付を受けた木造住宅について総合判定の判定値又は評点を 1.0 以上とする 2 段目の耐震改修工事

2 前項の規定にかかわらず、1 敷地内においてこの要綱の一般型耐震改修工事、段階的耐震改修工事及び知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付要綱に既定する取壊しを行う場合は、一般型耐震改修工事、段階的耐震改修工事又は取壊しのいずれか 1 つを補助の対象とする。

(補助金の額)

第 5 条 1 戸当たり（長屋建て、共同建ての場合は 1 棟当たり）の補助金の額は別表第 2 による。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第 1）に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第 2）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第 7 条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知立市民間木造住宅耐震改修費補助金変更申請書（様式第 3）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事施工個所及び施工方法の変更

(2) 設計又は工事監理の委託を受ける設計事務所の変更

(3) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定変更通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第4条第1号の一般型耐震改修工事又は同条第2号の段階的耐震改修工事（以下「耐震改修工事」という。）が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに知立市民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書（様式第5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 申請者は、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、知立市民間木造住宅耐震補強工事廃止（中止）届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第9条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、知立市民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（様式第8）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。

（補助金の額の決定）

第10条 市長は、前条第2項の規定により完了実績報告を受理した場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めたときは、検査結果通知書（様式第9）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に知立市民間木造住宅改修費補助金支払請求書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

い。

(交付決定の取り消し)

第 12 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付して補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合

(2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合

(3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合

(4) 第 9 条第 2 項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかった場合

(5) その他市長が不適当と認める事由が生じた場合

(書類の整理)

第 13 条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行し、改正後の知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 19 日から施行し、改正後の知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

補 強 工 事 等

	耐震補強工事	改修設計
調査	耐震精密診断	地盤調査
耐震改修計画の作成等		改修設計（一般診断法 又は精密診断法） 工事監理
総合判定において 必要耐力（ Q_r ）を 低減させることを 目的とした工事	・地盤改良工事 ・屋根工事 ・木造躯体工事 （屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事 （建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事	
総合判定において 建物の強さ（ P ）の 評価を向上させる ことを目的とした 工事	・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事 （建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・ 内外装・建具・塗装・建築設備の工事）	
総合判定において 劣化度（ D ）の評価 を向上させること を目的とした工事	・木造躯体工事 （劣化部材の取替え） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事 （建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・ 内外装・建具・塗装・建築設備の工事）	
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させる ものとして市長が認める工事	

別表第 2（第 5 条関係）

補助金の対象経費	補助金の額
一般型耐震改修工事に要する費用のうち、次に掲げるもの （１）耐震補強工事費 建物の耐震補強に関わる工事（耐震改修に附帯する工事を含む。）に要する費用 （２）改修設計費 耐震補強工事に関わる設計等に要する費用 （３）精密診断法による耐震補強設計費 耐震補強工事を実施するにあたり、耐震補強工事に関わる設計において、一般財団法人日本建築防災協会の評価を取得した木造住宅耐震診断プログラムその他愛知県知事が認めるプログラムを用いた精密診断法により判定値を算出するために要する費用（改修設計費を除く）	次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第 4 号の額を差し引いた額を補助金の額とする。 （１）基本分 耐震補強工事費の 5 分の 4 の額。 ただし、1 1 5 万円を限度とし、1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 （２）上乗せ分 次に掲げる金額の合計額（1 3 5 万円を限度とする。）から前号の計算により算出した額を減じた額。ただし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ア 耐震補強工事費 イ 改修設計費（次号の計算により算出した額を除き、1 0 万円を限度とする。） （３）精密診断法による耐震補強設計費の上乗せ分 精密診断法による耐震補強設計費の 3 分の 2 の額。ただし、2 0 万円を限度とし、1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 （４）特別控除分 租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 9 の 2 に規定する所得税の特別控除の額

段階的耐震改修工事に要する費用のうち、次に掲げるもの (1) 耐震補強工事費 建物の耐震補強に関わる工事(耐震改修に附帯する工事を含む。)に要する費用 (2) 精密診断法による耐震補強設計費 耐震補強工事を実施するにあたり、耐震補強工事に関わる設計において、一般財団法人日本建築防災協会の評価を取得した木造住宅耐震診断プログラムその他愛知県知事が認めるプログラムを用いた精密診断法により判定値を算出するために要する費用(改修設計費を除く)。ただし、1 段目耐震改修及び 2 段目耐震改修における判定値をそれぞれ算出する場合に限る。	1 1 段目耐震改修 次に掲げる額の合計額を補助金の額とする。 (1) 耐震補強工事費の 5 分の 4 の額。ただし、60 万円を限度とし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (2) 精密診断法による耐震補強設計費の上乗せ分 精密診断法による耐震補強設計費の 3 分の 2 の額。ただし、20 万円を限度とし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 2 2 段目耐震改修 次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第 2 号の額を差し引いた額を補助金の額とする。 (1) 耐震補強工事費の 5 分の 4 の額。ただし、40 万円を限度とし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (2) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税の特別控除の額
--	--